

基本打ちによる級審査実施要領

令和3年6月27日改定
藤沢市剣道連盟
大会・審査専門部会

1. 着装

剣道着・袴・剣道具を着用して実施する。(面マスクとシールドを着用する。)

2. 実技審査

受審者二人一組で、複数組同時に実施する。相互に元立ちとなって基本打ちを行い、着装、所作を含め剣道の基本の修習及び技量の程度を審査する。

実技審査で実施する基本打ちは次のとおりとする。

- ① 正面打ち 4回
- ② 小手・面打ち(二段打ち) 4回
- ③ 胴打ち(右胴) 2回

3. 木刀による剣道基本技稽古法審査

【一級】基本1～9 【二級】基本1～6 【三級】基本1～4

以 上